



冬野菜の作付け 田谷長尾台農業専用地区（栄区長尾台町）

- 地の声
- 林市長に要望書提出
- 農用地一筆調査
- 農業委員研修会
- 体験農業「おイモづくし 農体験」
- 農業委員選挙人名簿
- よくわかる農業者年金
- 農地の相続時は届出を
- 事務処理状況報告
- 農業委員紹介
- 横浜市からのお知らせ
- 農を考える

横浜みどりアップ計画（新規・拡充施策）も2年目を迎えて各種事業の成果も徐々に目立ってきた。初年度からいきなり当初計画の8割増にあたる90ha近い契約実績となった「水田保全契約奨励事業」は、さらなる追加申し出がなされて対象面積は100haに近づいている。昭和50年代、横浜市内でも盛んに水田転作が奨励されていた頃を振り返ると正に隔世の感がある。同じ奨励事業に関わる現地確認でも、転作された元水田を確認するのと青々とした稲穂がたなびく田んぼを確認するのは、気持の張りが違う。

大都市よこはまにとって、は絶滅危惧種に「貴重な」田んぼのある風景を保全しよう、市町村レベルでは極めて先進的な直接所得補償制度を創設した横浜市、そして、その制度に敏感に呼応した多くの水田所有者たちの米作りに掛ける心意気を大切にしたいものだ。

地の声



林市長に要望書を提出 ～平成23年度横浜市農業施策に関する市長要望～



市長からは、横浜の農業の先進性や農地をはじめとした日頃のみどり環境維持活動に対する敬意が表されるとともに、「横浜みどりアップ計画」を含めた横浜市独自の農地を守る制度について、さらに農業者の理解と協力への期待が語られました。

農業委員会連合会では、8月27日に林文子横浜市長を訪問し、新年度予算・施策の拡充を要請する要望書を手渡しました。連合会から小川会長、小山副会長のほか計6名の理事が出席し、都市農業の推進をはじめ、農地の保全・有効利用対策、担い手経営対策、農業委員会活動の充実等、横浜市施策の拡充を求めました。



農振農用地一筆調査に農業委員も参加しています



調査の様子

北部農政事務所では毎年、農業振興地域内農用地区域の土地利用状況を把握するため、農用地の一筆調査を行っています。今年も7月下旬より地区ごとに順次調査を始めていますが、この現地調査に事務所職員と共に地区担当の農業委員も参加しています。

昨年の農地法等の改正にともない、農業委員会は管内の農地の利用状況調査を実施することになり、農業委員会の役割が重視されています。農地が適正に利用されるよう、中央農業委員会では北部農政事務所と協力して調査を進めていきます。

農地の貸し借りの拡大、相続税納税猶予の適正運用等を研修

南西部農業委員会では、8月25日午前には農業委員の研修会を開催しました。昨年12月の農地法等の改正により、個人や法人への農地の貸付が緩和されたため、今後予想される農外からの新規参入などのケースについて紹介し、相談や審査のポイントを学びました。また、相続税納税猶予制度の適正な運用のため、多数の事例を現地写真等で紹介し、適用農家への指導・啓発の方法や相談、審査の進め方を確認しました。



おイモづくし！農体験



毎年恒例、南西部農業委員会の体験農業が、港南区野庭農業専用地区の畑で行われています。

今年のテーマは「おイモづくし 農体験」。ジャガイモ・サトイモ・サツマイモをそれぞれ2品種ずつ栽培。参加者68名で、秋まで毎月一回、計5回の栽培作業を行い、栽培と収穫を楽しみながら学びます。

6月26日にはジャガイモの収穫が行われました。「こんなに取れたー！」農業委員の指導と手助けで、袋一杯のおイモを掘り上げ、色が違う2種類のジャガイモを見比べて興味津々でした。



8月9日にはサトイモの除草。30℃を超える暑い日でしたが、畝間にびっしり生えていた雑草が、参加者の手であっという間にきれいになりました。農業委員からも「これだけきれいになったら、おイモもぐんぐん育つでしょう」と太鼓判をもらいました。



当委員会では、約20年前から管内各地で体験農業を継続しています。市民のみなさんが実際に農作物の植え付けから収穫までを通して体験することで、農業の魅力や大変さを実感し、都市農業への理解を深めることを目指しています。

これからサツマイモ、サトイモの収穫があり、文字通り「おイモづくし」。参加者にとってまたとない体験となりそうです。

農業委員会委員選挙人名簿 登載申請書の提出のお願い



来年、平成23年夏に農業委員会委員の選挙が行われます。

この選挙は、農業委員会委員選挙人名簿に登載されていないと、投票等を行うことができません。

選挙人名簿に登載されるためには、「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」を提出する必要があります。

11月以降、各農家に「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」が郵送されますので、選挙資格を有する方全員をご記入のうえ、**農業委員会あてになるべく早めに同封の返信用封筒で返送してください。**

選挙資格は、20歳以上(平成3年4月1日までに生まれた方)で、

- ① 耕作面積が10アール以上の農業経営主の方
- ② ①の方と同居している親族またはその配偶者のうち、耕作従事日数が年間概ね60日以上の方

資格があっても、申請書の提出がないと選挙人名簿に登載されないため、投票等を行うことができませんので、ご注意ください。

● 問合せ 申請については 各農業委員会
選挙については 横浜市選挙管理委員会 ☎671-3336

よくわかる農業者年金

農業者年金のメリット



「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

◎自由に設定できる保険料! しかも終身年金!

保険料は月額2万円～6万7千円の間で自由に決められ、農業経営の状況や老後設計に応じていつでも見直すことができます。

年金は原則65歳から生涯支給され、仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡した翌年から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の現在価値に相当する額が、死亡一時金として遺族に支給されます。

農業者年金は農業者だけが加入できる公的年金制度です。加入の要件を満たす家族全員のご加入を強くお勧めします。

◎所得税・住民税の節税で実質所得アップ!

支払った農業者保険料は、全額(一人当たり最大80万4千円)納税申告の際の社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります。節税額は適用される税率や保険料によって差がありますが、**その効果は、支払った保険料の15～30%ほどにもなります。**支払ったご家族の保険料も支払った本人が対象となります。

また、保険料などの年金資産を農業者年金基金が運用して得られる収益(運用益)は非課税ですし、さらに将来受け取る農業者年金は公的年金等控除の対象となり、65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が120万円まで非課税です。

つまり、公的年金として、入口から出口まで税制面の優遇措置がついています。

保険料支払いによる節税効果(所得税・住民税)試算

税率	加入者の支払った保険料が		
	月額2万円 (年額24万円) の場合	月額4万円 (年額48万円) の場合	月額6.7万円 (年額80.4万円) の場合
15%	3万6千円	7万2千円	12万1千円
20%	4万8千円	9万6千円	16万1千円
30%	7万2千円	14万4千円	24万1千円

(注)保険料支払後も保険料支払前と適用される税率に変更がないものとして試算しています。



農業者年金には、①国民年金の第1号被保険者で、②年間60日以上農業に従事する、③60歳未満の方——ならご家族でも加入できます。

お問い合わせは、農業委員会事務局またはJAへお尋ねください

詳細は、農業年金基金のホームページからご覧になれます。 <http://www.nounen.go.jp>

◎農業者年金制度説明会・相談会 開催予定(予約不要。お気軽にご参加ください。)

平成22年12月 8日(水) 14～16時 JA横浜みなみ総合センター

平成22年12月15日(水) 14～16時 JA横浜きた総合センター

農地を相続したときは、農業委員会へお届けください!

相続等により農地の権利を取得した場合は、農業委員会に届出が必要です。(農地法第3条の3) 権利が確定(相続登記等)した時点で、権利を取得した方が届出書を提出してください。

詳しくは農業委員会窓口へお問い合わせください。

事務処理状況 中央農業委員会

—受付件数並びに面積—

	耕作目的の 売買・貸借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格 者証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用 状況確認 (20年明け)
第23回農地部会 6月24日	0件 0㎡	2件 1,492㎡	54件 21,305㎡	1件 10,825㎡	2件 8,190㎡
第24回農地部会 7月26日	1件 989㎡	7件 865㎡	59件 24,356㎡	6件 39,861㎡	6件 22,311㎡
第25回農地部会 8月26日	3件 3,028㎡	8件 3,241㎡	53件 12,704㎡	6件 12,401㎡	2件 2,619㎡

—小数点以下切捨て—

事務処理状況 南西部農業委員会

—受付件数並びに面積—

	耕作目的の 売買・貸借 3条許可	市街化調整 区域の転用 4・5条許可	市街化区域 の転用 4・5条届出	相続税納税 猶予・適格 者証明 (入口)	相続税納税 猶予・利用 状況確認 (20年明け)
第24回総会 6月24日	0件 0㎡	2件 1,500㎡	34件 32,506㎡	3件 15,771㎡	4件 12,059㎡
第25回総会 7月26日	0件 0㎡	4件 3,178㎡	39件 18,582㎡	4件 16,723㎡	3件 2,879㎡
第26回総会 8月25日	0件 0㎡	2件 464㎡	49件 21,498㎡	0件 0㎡	3件 13,532㎡

—小数点以下切捨て—

1 二俣川地区 鈴木 一松



●二俣川地区について

二俣川地区は相鉄線二俣川駅を中心に横浜副都心として発展してきている街、町ですが、住宅の中に優良農地が数多く残る、緑豊かな環境です。野菜の生産量もきわめて多く、庭先や直売所で販売されています。後継者は専業農家ではなく、各部門別経営に変わっています。

都市農業について議論されて久しいですが、いまだ発展的な結論がみられません。都市農業の方向付けが必要急務であり、都市に即した農業委員会の対応も急がれています。

私も造園、園芸を通じて社会貢献しておりますが、より一層住みよい地域社会の存続を考えております。農業についても、「魂」の入れ替え時期かと思いつながり、農業政策の好転を願っています。



●担当地区のご紹介

私が担当している磯子地区は、南北に長く国道16号線を境に東側は高速湾岸線が通り一大工業地帯になっております。また、西側には主要地方道路、横浜・伊勢原線(笹下・釜利谷道路)が通り、住宅街が広がっています。当地区は、工場と住宅地が地区内の大半をしめており、農地は地区内の北東に位置する大岡川の源流のある水取沢が主で、農業専用地区と市民の森がある大変緑豊かな自然に恵まれた所です。この素晴らしい環境の中にある優良な農地を守り、荒廃農地を解消し、次の世代に引き継いでいかなければと思っています。

この夏には、消費者に喜ばれる新鮮な農産物を提供できる大型直売所「メルカート磯子」がオープンしました。消費者と「直に接し・声を聞く」ことは、農業経営の大きな励みとなります。今後も次世代・未来に農地・自然を引き継いでいけるよう努力します。



3 磯子地区 岡本 一



2 原地区 堀江 八郎



●担当地区のご紹介

私は原地区を担当しています。「原」と言う地名はありませんが、瀬谷区阿久和・三ツ境地区が該当します。なぜ、原地区になったかという、管内に原小学校があり、その学校から名前を取って原地区になったと聞いております。原地区は、中央を東から西へと新幹線が通り、それを境に南側が市街化区域、北側が市街化調整区域に分かれています。

農業経営形態はバラエティーに富んでおり、野菜農家・酪農家・果樹農家などがあります。最近では私も行ってありますが、栽培収穫体験ファームや特区農園が増えております。

昔は水田もありましたが、現在では埋め立てられて住宅になったり、遊水池になってしまいました。

自然環境が失われていく中、少しでも後世に自然を残すような政策や、税制面での特段の配慮を行政当局に働きかけていくと共に、私たち農家も農地を守っていかなければならないと思います。



●担当地区のご紹介

私の担当する地域は、東は環状4号線、西は境川に囲まれた上飯田町北部(上飯田中塚交差点から新緑橋を結ぶ線より北側)です。この地域では、ナシなどの果樹やトマト・ダイコンなどの野菜の栽培が盛んで、シンビジューム(洋ラン)などの花卉栽培もされております。

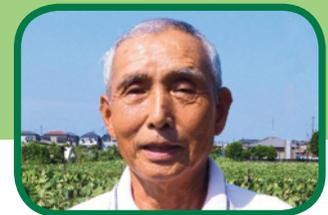
また、今では少なくなりましたが、境川沿いに田んぼが残っており、カエルが鳴いたりトンボが飛び交ったりして、生物多様性を身近に感じられる場所となっています。

近年では、環状4号線沿いに、大型の家電店や玩具店・スーパーなど、地の利を生かした店舗が立ち並び、地域住民の生活に大きく影響を与えています。

これらの土地は、以前は一帯がきれいな農地でした。便利になること、農地(緑)が存続されること、どちらも大切なことです。

未来へ向けて、そのバランスを保てるよう、農業委員としての役目を果たしていきたいと思っております。

4 飯田地区 遠藤 幸生



名木・古木を登録しませんか？

横浜市では、樹齢が概ね100年以上で樹容が優れている樹木や、市民に親しまれてきた樹木を、名木・古木として指定しています。平成22年3月末現在、904本・5群が指定を受けています。所有者からの申請により、樹木の審査を経て指定された樹木は、診断、治療、剪定等の管理費用の一部について助成を受けることができます。みどりアップ推進課では、新規指定申請及び助成申請を随時受け付けています。

● 問合せ 環境創造局 みどりアップ推進課 ☎671-2688



11月は地産地消月間！～よこはま地産地消フォーラム2010 開催～

今年、はまふうどコンシェルジュ講座開始5周年を記念して、はまふうどコンシェルジュ展示・体験コーナーや農家のトークショー、横浜の農業・地産地消紹介コーナーなど盛りだくさん。ぜひご参加ください。詳しくは広報よこはま特別号(9/15発行)または、横浜市ホームページをご覧ください。

- 日時 11月7日(日)10:00-16:00
- 会場 男女共同参画センター横浜きた アートフォーラムあざみ野
入場無料(一部有料コーナーあり)
- 問合せ 環境創造局 農業振興課 ☎671-2639



農外からの個人や法人の農業参入が緩和されます 23年4月から

昨年12月に改正農地法等が施行され、「新たな農地制度」がスタートしました。これを受け、横浜市は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を6月に策定し、本市における多様な担い手に対する農地の貸し借りに関する事項を定めました。

一定の条件を満たし、かつ地域の農業との調和に努め、農地を農業生産の場として効率的に利用する場合に解除条件付きで農地の貸借が認められることとなります。

行政や農協等の連携による遊休農地対策の一環として農地を最大限に有効利用します。

- 問合せ 環境創造局 農地保全課 ☎671-2630 北部農政事務所 ☎948-2479
南部農政事務所 ☎866-8492

農を考える 地道な取り組みを継続しよう



農業は景観維持や洪水防止機能、食糧安全保障さらに地域社会の安らぎ提供などの役割を果たし、多面的機能を持つとして評価されている。また、昨年12月から食料の安定供給を図るため貴重な農地の確保と面的利用の促進を目的に新たな農地制度がスタートし、横浜みどりアップ計画事業も2年目を迎えるなど、農地の重要性を踏まえて行政の取組情勢が変化している。

横浜市には市域の約8%、3200haの農地がある。市街化調整区域では農地が数十(数百ha単位で面的に島状に存在し、また市街化区域には約340haの生産緑地が指定

され、農業生産額は神奈川県でトップクラスを誇る。これは、農業者が野菜、果樹、花卉、植木、畜産、水稲等さまざまな経営を地の利を活かして時代を超えて連綿と営んできた結果であり、農地が保全されてきたもので、現在、その評価について各方面がかまびすしい。

市民の視点では、農業の多面的機能や地産地消の体得が進み意識が高揚しているものの、農畜産物を購入する際に、品定めをする十分な時間と機会が制限されがちなあたりだしい日常生活の中で、価格のお買い得感が優先されることが多い。自身の消費スタイルが農業を支えていくという意識が醸成されにくいのが実態ではないか。

農業者、市民、行政それぞれの感覚には、まだ互いにギャップがあると感じる。しかし、農業に関するとらえ方が変わり、世間の話題に上ることが増え声援も多く聞くようになった。農業にかかわるそれぞれの分野の地道な取り組みを継続し相互理解を深め、農業の振興・発展につなげていきたい。